

参 考 資 料

(議案第 5 3 号)

1	合併協定項目の審議状況		P	1 ~	3
2	今回審議する協定項目				
	ア 契約事務の取扱い		P	4 ~	8

合併協定項目の審議状況

太字：今回報告・審議する協定項目

基本 類型	No	項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
基本項目	1	合併の方式	第1回協議会	承認済	
	2	合併の期日	第1回協議会	承認済（目標時期）	
			第4回協議会	承認済（具体的期日）	
	3	新市の名称	第1回協議会	承認済	
	4	新市の事務所の位置	第1回協議会	承認済	
合併新法に基づく 協議事項	5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会	承認済	
	6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会	承認済	
	7	地方税の取扱い	第3回協議会	承認済	
	8	一般職の身分の取扱い	第2回協議会	承認済	
その他協議事項	9	地域自治制度の取扱い	第1回協議会	承認済（基本方針）	
			第3回協議会	承認済（素案）	
			第4回協議会	承認済（特別職を除く）	
			第5回協議会		
	10	財産の取扱い	第2回協議会	承認済	
	11	特別職の身分の取扱い	第2回協議会	承認済	
	12	条例，規則等の取扱い	第2回協議会	承認済	

基本 類型	No	項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
その他協議事項	1 3	事務組織及び機構の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 4	一部事務組合の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 5	使用料，手数料等の取扱い	第 4 回協議会	承認済	
	1 6	公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 7	補助金，交付金等の取扱い	第 4 回協議会	承認済	
	1 8	町名・字名の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	1 9	慣行の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	2 0	契約事務の取扱い	第 4 回協議会 第 5 回協議会	継 続	
	2 1	各種事務事業の取扱い			
	(1)	交通関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	(2)	消防団関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	(3)	国民健康保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(4)	コミュニティ関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(5)	環境・清掃関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(6)	介護保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(7)	保健衛生関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	

基本 類型	No	項 目		提 案	審 議 状 況	備 考
その他協議事項		(8)	社会福祉・援護関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(9)	高齢者福祉関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(10)	障害者福祉関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(11)	児童福祉関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(12)	商業・観光・工業関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(13)	農林水産関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(14)	建設関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(15)	都市計画関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(16)	水道関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(17)	下水道関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
		(18)	学校教育関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
		(19)	社会教育関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
基本計画	2 2	合併市町村基本計画		第 1 回協議会	承認済（作成方針）	
				第 2 回協議会	承認済（素案）	
				第 4 回協議会	承認済（県知事協議案）	
				第 5 回協議会		

ア 契約事務の取扱い

協定項目	契約事務の取扱い			所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	契約事務については，原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし，平成１９年度から平成２１年度までに限り，上河内町及び河内町を施工場所とする５，０００万円以下の工事については地域要件を設定し，各町内に本店を有する業者を優先指名することとし，平成２２年度から宇都宮市の制度に統一する。 なお，３年を経過しようとする平成２１年度時点で，特に必要があると認められる場合においては，１年間を限度に延長することができる。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇都宮市	上河内町	河内町	備考	
１）建設工事					
制限付き一般競争入札	１８５件	-	-	宇都宮市の制度に統一する。 ただし，平成１９年度から平成２１年度までに限り，上河内町及び河内町を施工場所とする５，０００万円以下の工事については地域要件を設定し，各町内に本店を有する業者を優先指名することとし，平成２２年度から宇都宮市の制度に統一する。	
指名競争入札	８６３件	５２件	６３件		
随意契約	６件	２件	３件		
低入札価格調査制度又は最低制限価格制度	低入札価格調査制度を採用 １１１件	最低制限価格制度を採用	最低制限価格制度を採用		
発注標準等	別紙のとおり （８ページ）	別紙のとおり （８ページ）	別紙のとおり （８ページ）		
２）工事関連委託					
指名競争入札	１４２件	１２件	１２件	宇都宮市の制度に統一する。	
随意契約	６件	１件	１４件		

	宇都宮市	上河内町	河内町	備考
3) 入札制度				
入札制度検討委員会	4 回	-	1 回	宇都宮市の制度に統一する。
入札適正化委員会	3 回	-	-	
談合情報	1 件	-	2 件	
業者の指名停止	2 5 件	1 件	1 9 件	
4) 入札参加有資格者登録業者数				
建設工事	1 , 4 5 9 者	5 2 4 者	5 8 1 者	宇都宮市の制度に統一する。
コンサルタント等	6 1 8 者	2 6 3 者	2 9 1 者	
物品・業務委託	1 , 8 1 9 者	3 7 6 者	4 5 3 者	
5) 物品等契約				
指名競争入札	1 2 1 件	1 件	2 件	宇都宮市の制度に統一する。
随意契約 (小額な随意契約を除く)	3 5 件	2 件	1 4 件	
6) 業務委託				
指名競争入札	5 4 0 件	1 件	3 9 件	宇都宮市の制度に統一する。
随意契約 (小額な随意契約を除く)	2 5 0 件	2 3 件	6 5 件	

ア 契約事務の取扱い

(1) 先進事例

ア 会津若松市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 1 村）

入札・契約事務は、合併時に会津若松市の制度に統一する。ただし、北会津地域における建設工事に関する入札制度は、合併年度及び合併翌年度に限り、現行のとおりとする。

イ 新潟市の例（平成 17 年 10 月 10 日合併 編入 1 市 1 町）

入札制度については、新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については、弾力的に対応する。

ウ 長岡市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

建設工事の発注基準等は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3 か年程度は現行どおりとする。

エ 松山市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 2 市 1 町）

工事等の入札・契約制度については、松山市の制度に統一する。ただし、北条市域及び中島町域における平成 16 年度中の入札方法等は、従前のとおり実施する。

オ 佐世保市の例（平成 18 年 3 月 31 日合併 編入 1 市 1 町）

佐世保市の制度に統合する。ただし、合併後、それぞれの地域性等を考慮した指名選定方法で対処する。

カ 延岡市の例（平成 18 年 2 月 20 日合併 編入 1 市 2 町）

指名業者選定は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新年度から延岡市の例により統一する。ただし、地域性を考慮した業者選定を行う。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第 2 条 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令

の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。)を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

1)建設工事 主な発注標準等:1市2町(等級区分・発注基準額・管内登録業者数)

工種	宇都宮市					上 河 内 町					河 内 町				
	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (宇都宮市内)	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (上河内町内)	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (河内町内)
土木一式工事	A	900点以上	2,800万円以上	14者	36者	A	900点以上	3,000万円以上	8者以上	0者	A	900点以上	3,000万円以上	8者以上	0者
	B	900点未満 800点以上	2,800万円未満 1,500万円以上	12者	59者	B	900点未満	3,000万円未満	6者以上	8者	B	899点以下	3,000万円未満	6者以上	17者
	C	800点未満 710点以上	1,500万円未満 800万円以上	10者	78者										
	D	710点未満	800万円未満	8者	82者										
建築一式工事	A	900点以上	1億円以上	12者	26者	A	850点以上	5,000万円以上	8者以上	0者	A	850点以上	5,000万円以上	8者以上	0者
	B	900点未満 790点以上	1億円未満 1,000万円以上	10者	42者	B	850点未満	5,000万円未満	6者以上	4者	B	849点以下	5,000万円未満	5者以上	6者
	C	790点未満	1,000万円未満	8者	80者										
舗装工事	A	840点以上	900万円以上	12者	35者	A	900点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	840点未満 740点以上	900万円未満 500万円以上	10者	58者	B	900点未満	1,000万円未満	5者以上	8者	B	849点以下	1,000万円未満	5者以上	12者
	C	740点未満	500万円未満	8者	68者										
管工事	A	900点以上	3,000万円以上	14者	25者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	900点未満 770点以上	3,000万円未満 1,900万円以上	12者	41者	B	800点未満	1,000万円未満	5者以上	3者	B	799点以下	1,000万円未満	5者以上	5者
			1,900万円未満 700万円以上	10者											
	C	770点未満	700万円未満	8者	64者										
電気工事	A	900点以上	3,000万円以上	14者	22者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	1者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	900点未満 790点以上	3,000万円未満 1,900万円以上	12者	26者	B	850点未満	1,000万円未満	5者以上	0者	B	849点以下	1,000万円未満	5者以上	4者
			1,900万円未満 700万円以上	10者											
	C	790点未満	700万円未満	8者	33者										
造園工事	A	780点以上	1,000万円以上	12者	20者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
			1,000万円未満 500万円以上	10者		B	800点未満	1,000万円未満	5者以上	0者	B	799点以下	1,000万円未満	5者以上	9者
	B	780点未満	500万円未満	8者	31者										

- 1) 等級 : 入札に参加する業者を指名するうえで、会社の施工能力に合わせた区分。
2) 基準点数 : 工種ごとに工事の売上げ額や会社の規模、経営状況等を基に会社の施工能力・技術力を表すために算出した点数を等級に区分したもの。
3) 発注基準額 : 工事の設計金額を施工能力等を考慮して等級に区分した額。